

WIPOの最近の取組について

Recent Developments at WIPO

夏目健一郎*
Ken-Ichiro NATSUME

抄録 WIPO では伝統的な制度に留まらず知的財産に関する国際協力、分析、情報提供など総合的な活動を展開している。本稿では WIPO の知的財産に関するシンクタンク的な側面を紹介し、また PCT を含めた最近の国際的議論の動向にも触れる。

はじめに

WIPO は知的財産を専門に扱う国連専門機関であるが、知的財産と言えば、やはり特許、商標、意匠、著作権といった伝統的な知的財産がまず思い浮かぶ。しかし WIPO においては、これら伝統的な知的財産制度を運用するに留まらず、知的財産に関する中心的存在となるべく、様々な活動を展開している。本稿では、伝統的な知財制度の最近の傾向に加えて、WIPO の活動のその他の側面についても触れ、WIPO が様々な情報を発信しているということを紹介したい。

なお、本稿中、見解に関する部分は筆者の個人的見解であり、WIPO、日本政府その他の組織の見解ではないことをお断りさせていただく。

1. 出願傾向

2015 年秋、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉の大筋合意の報が飛び込んできた。前文に続き各分野に関する章が 30 である。様々な分野に並んで、知的財産に関する章も第 18 章として盛り込まれている。30 のうちの一つの章である知的

財産部分だけを見ても、日本政府のウェブサイトに掲載されている暫定仮訳¹で 128 ページ、英文でも 76 ページ²と大きなボリュームである。TPP に限らず、二国間の経済連携協定などでも知的財産への言及は不可欠と言ってもよいのではないのではないか。貿易、経済の分野で知的財産は避けることが出来ない重要論点になって久しいとすら言えよう。このように知的財産の重要性がより一層認知され高まることに伴って、当然のことながら、知的財産制度もより活用されるようになってきていることは想像に難くない。まずは知的財産活動を表す指標としての特許、商標、意匠出願の状況である。

(1) 特許

工業所有権の保護に関するパリ条約が成立した 1883 年から世界最大の特許出願受理国は長く米国

* 世界知的所有権機関PCT国際協力部 部長
Director, World Intellectual Property Organization,
PCT International Cooperation Division

(米国特許商標庁)であった³。この状況が破られたのは80年以上も後のこと、映画「猿の惑星」が公開され、ビートルズが「ヘイ・ジュード」をリリースした1968年である。川端康成がノーベル文学賞を受賞し、ソニーがトリニトロンカラーテレビを発売した年に、日本が特許出願で世界のトップに立った。日本の特許出願はその後も伸び続け1980年代には年間20万件を超え、1990年代末には40万件と倍増し、トップの座にあり続けた。しかし、米国においても出願は増加し、日本はその後の出願減少という状況もあり、2006年には米国が再び首位に返り咲いた。更に中国における出願増加は顕著であり、2010年には日本を抜き、2011年には米国を抜き世界最多となった。ヒットチャートは同じイギリス出身でもビートルズではなく

レディ・ガガになり、ヨーロッパでは欧州合同原子核研究機構が後にノーベル賞の対象となるヒッグス粒子を示唆する実験データがあったと発表し、スティーブ・ジョブズの伝記が世界的ベストセラーになった。日本では東日本大震災が発生し、地上波デジタルテレビ放送への移行がなされた年である。

その後も中国の出願は増加を続け、中国国家知識産権局の発表⁴では、2015年にはついに年間100万件の大台を超えるに至った。WIPOの統計⁵では2014年までしか反映されていないが、2014年のデータを見ても中国は92万8千件、2位の米国が57万9千件、3位の日本が32万6千件であるので、2位の米国と3位の日本を合わせてもトップの中国に及ばない。(図1)

図1：特許出願トップ5の傾向

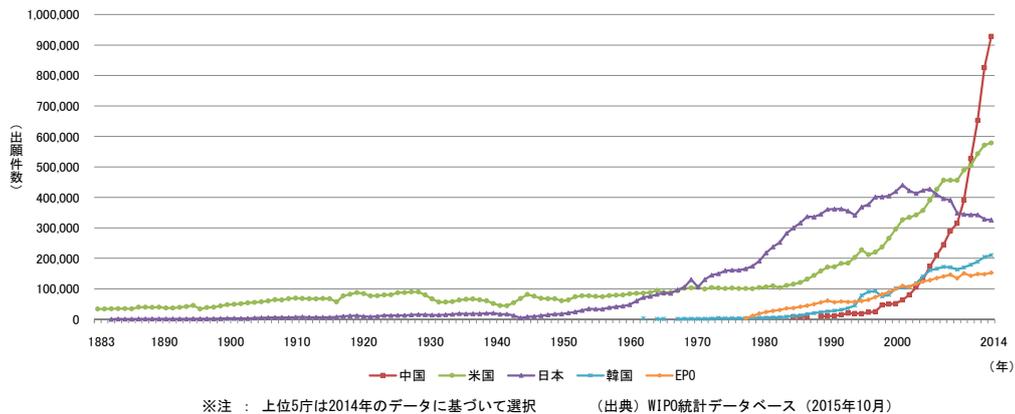


図2：PCT出願トップ5の傾向

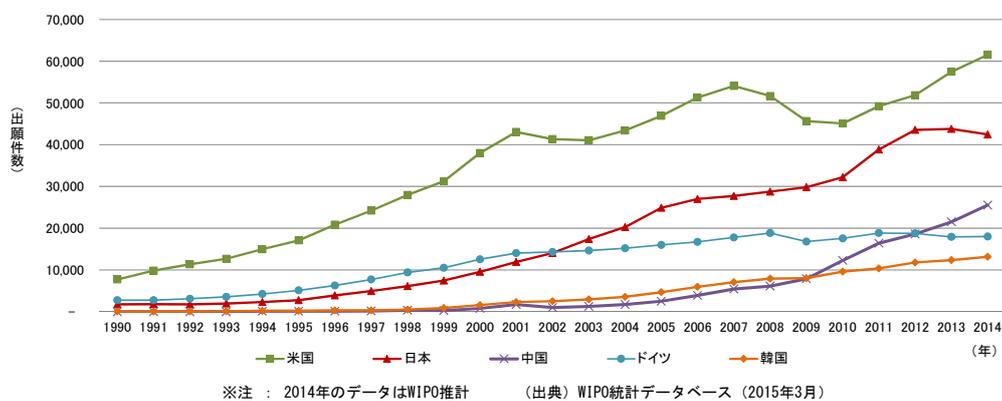
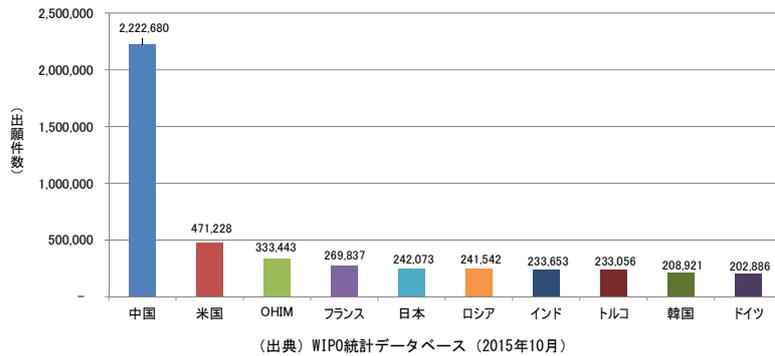


図3：商標出願分類数トップ10



国際的な動きはどうか。WIPO の国際知財サービスの一つである PCT の出願動向を見てみたい。特許全体と同様、アメリカが長くトップにあり、現在までこの状態が続いている。2 位はドイツが占めていたが、2002 年に日本が迫り、2003 年に日本は 2 位にアップした。その後、2012 年に中国が 3 位のドイツに迫り、2013 年には中国がドイツを抜いて 3 位になった。2014 年のデータでは米国、日本、中国、ドイツ、韓国の順である。米国は 6 万件を超え、日本が 4 万件を超える出願数であるのに対し、中国はおおよそ 2 万 5 千件である。しかし、米国の 2013 年から 2014 年への増加率は 7%、日本は 20 年以上続いた増加傾向がついに破られ 3%の減少に転じたのに対し、中国は 19%と二桁増の伸びを示している。米国の 7%は実際の件数にすれば 4 千件程度であり、中国の出願増加数も 4 千件程度であることから増加率だけで議論することは出来ないのはもちろんであるが、伸びが顕著であるとは言えよう。(図 2)

(2) 商標

商標出願は 2014 年には世界全体で 519 万件を数えた。商標は、保護を求める分類 (例えば、3D プリンター、自転車) を特定して出願する。この場

合、国によって制度が異なり、一つの出願で複数の分類を指定して保護を求めることが可能な国もあれば、一つの出願では一つのみしか指定できない制度の国もある。一出願で一分類しか指定できない場合、複数の分類で保護を求める場合には、複数の出願をする必要がある。したがって、単純に商標出願件数だけを比べると必ずしも正確な比較が出来ないとも言える。このような問題に対処するために、出願の絶対数ではなく、保護が求められた分類の数で比較をすることがある。ここではこの分類数を見てみたい。519 万件の商標出願は分類数に換算すると 745 万件 (分類) になる。

これらを受け付けた国を見ると次のとおりである。中国が 222 万件でトップ。アメリカが続くが 47 万件と大きく開きがある。3 位は欧州 (EU) の共同体商標意匠庁⁶の 33 万件。フランスが 27 万件で 4 位に付け、日本は 24 万件で 5 位である。特許以上に中国の件数が他を引き離している。世界全体の 30%近くを占め、2 位のアメリカと比べても 5 倍近い。ちなみに米国は特許と同様かつてトップにあったが、一時期出願件数が減少したこともあり、21 世紀に入った 2001 年に中国が米国を抜きトップになり現在に至る。(図 3)

(3) 意匠

意匠出願は世界全体で 2014 年に 85 万 4 千件であった。意匠も国によって一つの出願に複数の意匠を含むことを許容する場合と、一出願一意匠の国とが存在する。商標と同じく意匠の数をカウントすると、85 万 4 千件の意匠出願は意匠数では 114 万件である。各国知財庁の内訳は、中国がトップで 56 万 5 千件、欧州共同体商標庁が一桁違って 9 万 8 千件、韓国が 6 万 8 千件と続き、日本は 3 万 7 千件で 8 位である。意匠出願は 2013 年に比べて 2014 年は減少したのであるが、これは主として中国の出願が減少したこと起因する。

意匠の数ではなく出願件数ではあるが、経年変化を見てみると興味深い。実は 1950 年代から 1990 年代まで日本特許庁には世界で最も多くの意匠出願がなされてきており、ピーク時には 5 万件を超えていた。中国は 1985 年の 640 件からスタートしたものの、その後 1990 年代に米国、韓国、日本を抜きトップになった。日本については、2004 年に韓国が、2012 年に米国がそれぞれ日本を抜くに至った。(図 4)

2. 分析

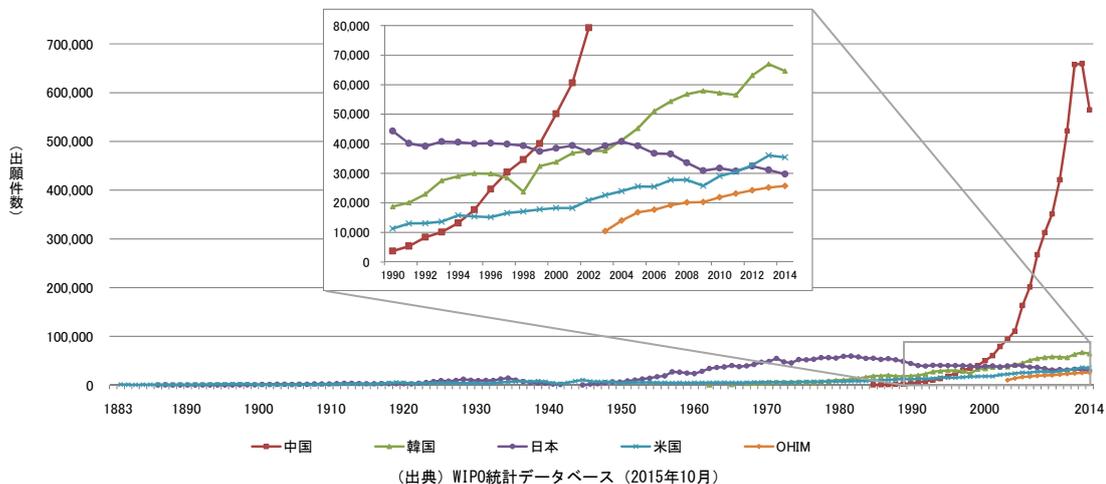
統計のような情報をまとめて発信することも WIPO の重要な任務の一つであるが、単純な統計

に留まらずこれらの情報を分析してその結果を発信することも意義があると考えている。いわば知財のシンクタンクといったところであろうか。その例として World Intellectual Property Indicators の統計分析とグローバル・イノベーション・インデックスという指標の二つを紹介する。

(1) 統計分析

特許などの知的財産の保護は、自らのビジネスを有利に展開するために求められる。研究開発の結果、発明が生まれれば特許出願をする。特許出願をする場合、ある発明について自国のみに出願する場合もあれば、外国にも出願する場合もある。外国にも出願する場合、元になっている発明は同じものであるが、出願という観点で見れば複数の出願としてカウントされる。この根本は同じであるが各国に出願されているものを「パテントファミリー」と呼び、このパテントファミリーを分析することにより同じ内容の発明を重複して数えることを防ぐことが出来、どれだけの発明が生まれているのかを把握することが出来る。WIPO の World Intellectual Property Indicators 2015 年版⁷では、このパテントファミリーに注目して、1980 年台以降およそ 30 年の傾向を分析した。

図 4：意匠出願トップ 5 の傾向

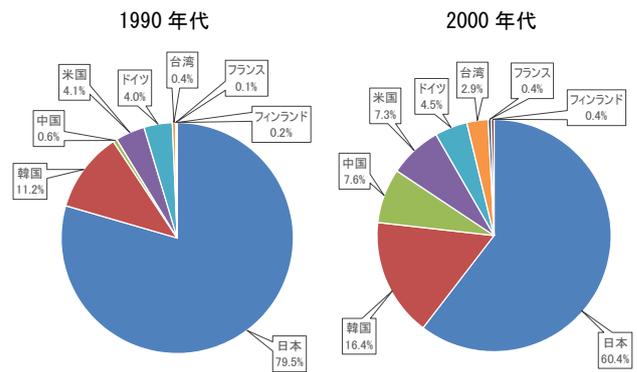


80年代, 90年代, 2000年代と大きく期間を3つに分け⁸, 2000年代に最も多く特許出願(パテントファミリー)をした100社をリストアップした。内訳を見ると100社中, 55社を日本企業が占める。2位がサムスン電子(韓国), 6位にLG電子(韓国), そして8位にIBM(米国)がランクインしているが, それ以外のトップ10はすべて日本企業である。パナソニック(1位), キヤノン(3位), トヨタ自動車(4位), 東芝(5位), セイコーエプソン(7位), リコー(9位), ソニー(10位)である。パテントファミリーの数が多いということは, 発明の数が多いと捉えることもでき, これらの企業においてはより多くの発明が生まれていると言えよう。上位100社のパテントファミリーのうち日本の出願人が占める割合は2000年代で60%である。一見すると日本の出願人は世界で優位な発明創造活動を行っているように見えるが, 果たしてそうであろうか。60%と言えば半分以上でありこれは紛れもなく大きな数字である。ところが, 1990年代の状況を見ると実は日本の出願人のパテントファミリーは上位100社中およそ80%を占めていた。80%から60%の低下と見るのか, 依然として60%のシェアを占めていると見るのか評価はあろう。90年代から2000年代への変化を見ると, 日本のシェア低下と同時に予想されるとおり, 他国がシェアを伸ばしている。例えば中国は0.6%から8%へ, 韓国は11%から16%へ, 米国は4%から7%へとそれぞれシェアを伸ばしている。(図5)

日本出願人の状況を見てみるとパナソニック, キヤノン, 東芝, リコー, ソニーは80年代, 90年代, 2000年代すべてにおいてトップ10にランクインしているが, 三菱電機, 日立, 富士通, NECは80年代, 90年代にはトップ10にいたものの, 2000年代にはトップ10圏外になった。

このパテントファミリーが幾つの国に出願され

図5: 特許出願(パテントファミリー)上位100社の国籍分布



(出典)WIPO 統計データベース及びEPO PATSTAT データベース(2015年10月)

ているのか, 自国内だけなのか, 他の国々にも出願されているのか, という観点からの分析は興味深い。自国のみに出願した数の少ない順(外国出願率の高い順とも言えよう)に100社を並べ替えると顔ぶれが異なってくる。トップはドイツの半導体メーカーであるインフィニオンである。自国内のみの出願率は31%に留まり残りの70%近くは他国にも出願している。外国出願率7割である。以下GE(米国), 鴻富晋精密工業⁹(中国), GM(米国)と続く。これらの企業は外国出願率6割を超えている。これに続く5位は, クアルコム(米国)であり, 外国出願率は58%と6割を切っているが, 全体の37%が6カ国以上に出願されている。日本企業の名前はトップ10にはなく, 12位のブラザーが最高位(外国出願率は47%)。留意したいのは, 外国出願率は割合でありパテントファミリーの絶対数は別であるということである。例えば外国出願率トップのインフィニオンはファミリー総数が2000年代で7,200件(94位)であり, 外国出願率7割としても外国でのファミリー数は5千件程度である。日本勢で最高位のブラザーは外国出願率47%であるがファミリー総数16,500件を踏まえれば, 外国ファミリー数は約7,800件となりインフ

イニオンを超える。ファミリー件数トップのパナソニックは外国出願率 14%であるがファミリー総数が 111,600 件であるので、外国ファミリー数は 15,600 件である。

特許出願をどの国にするのかは市場、事業展開などを踏まえて判断されるものであり、必ずしも多くの国に出願すればよいというものではないが、企業の戦略、考え方の違いが出願動向にも現れているように感じる。

出願動向で、中国の特許出願が世界最大になったとあるにもかかわらず、ファミリー数では上位に姿を現さないのはなぜか。一つの理由としては、この分析が 10 年単位で行われていることにある。中国の出願の激増は 2000 年代中盤以降からとりわけ顕著になったとも言え、10 年をスパンとするとまだその影響が大きく出ていないということが考えられる。しかし、ファミリー数のトップ 30 まで広げてみると、例えば 90 年代まではトップ 100 に入っていなかった、ZTE（中国）、鴻海精密工業¹⁰（台湾）、ファーウェイ（中国）そして富士フイルムが一気にトップ 30 入りしている。ここからも中国の出願人の伸びの片鱗がうかがえる。

(2) グローバル・イノベーション・インデックス

統計、統計をベースにした分析から更に踏み込み包括的な分析を行っているのが、グローバル・イノベーション・インデックス（Global Innovation Index : GII）である。GII は WIPO のみで作成しているものではなく、米国コーネル大学と INSEAD というビジネススクールと共同して作成している。

インデックス（指標）としているので、各種指標を数値化して各国の状況を評価する。イノベーションに関してインプットとアウトプットの観点から分析する。インプットの観点としては、イノ

ベーションに関する活動を可能にするような各国経済の要素を五本の柱に分けている。(i) 制度, (ii) 人材資源及び研究, (iii) 社会インフラ, (iv) 市場の洗練性, そして (v) ビジネスの洗練性からなる。

アウトプットの観点は、イノベーションに関する活動の結果としてのアウトプットに関する情報を提供するもので、(i) 知識と技術に関するアウトプット, (ii) 創造的なアウトプットからなる。それぞれの柱は更に 3 つのカテゴリに分けられ各カテゴリの中に個別の指標が配され、全部で 79 の指標からなる。

具体的には、インプットの指標としては、政治的安定性、規制に関する環境、中等教育における生徒と教師の割合、研究開発費、情報通信アクセス、投資環境、産学連携などである。アウトプットの指標には、特許出願数、起業数、商標出願数、更には YouTube への画像アップロード数なども盛り込まれている。

79 の指標のうち 55 は研究開発費といった実際の数字に基づく指標（ハードデータ）である。19 は国際機関が示している総合指数（例えば、世界銀行が示す起業の容易さに関する指標など）、5 は世界経済フォーラムの経営幹部意見調査（Executive Opinion Survey）によるものである。これらインプットインデックスとアウトプットインデックスの平均を取り、グローバルインデックスを算出する。

このように包括的な観点で分析をするので、単なるランキングではなく、当該国がどのような強み、弱みがあるかを総合的に知ることができる材料を提供している。日本は総合で 141 カ国中 19 位であったが、指標を細かく見ていくことでその特徴が見えてくる。

インプットでは、例えば制度面では税金の支払いやすさ（外国人にとって）が 96 位、GDP に占

める教育費の割合が 88 位，GDP に占める直接外国投資の割合が 128 位，GDP に占める研究開発支出の割合では 3 位，情報通信技術で 4 位，社会インフラ全体で 5 位である。ただし研究開発支出に占める外国からの割合になると 95 位になってしまう。研究開発，社会インフラといった環境は整っているものの，外国からの投資，参入環境は必ずしも魅力的には映っていないのではと捉えることができよう。

このような環境下において，どの程度のアウトプットがなされているのか。知識及び技術のアウトプットについては，GDP 当たり¹¹の特許出願は 1 位，同じく PCT 出願も 1 位である。更にロイヤリティとライセンス料の総貿易に占める割合では 5 位である。GDP 当たりの研究開発費が 3 位であることに鑑みれば，その結果として特許出願が多くなされるのは納得できるものがある。しかし人口当たりの新規事業密度では 62 位に留まっている。アウトプットとして特許出願までは行くもののそれが新規事業創出にまで結びついていないことが伺える。更にクリエイティブ産業などの創造的アウトプットについては，GDP 当たり¹²の商標出願が 67 位，同じくマドリッド出願が 42 位であり，特許出願とは対照的である。また文化・クリエイティブサービス輸出の総貿易に占める割合も 71 位であり，文化産業，クリエイティブ産業では成長の余地があることが見て取れる。

このように当該国のイノベーションに関する分析を包括的に把握することができるので，このような分析，情報により，例えば各国の政策立案関係者が自国の強みと弱みを把握し，自国の政策策定に活用するなど，WIPO が各国の一層の発展に貢献できればと考えている。

3. 議論の動向

ここでは最近の WIPO の議論のうち印象深いものとして，遺伝資源等政府間会合，特許法常設委員会の状況を紹介する¹³。

(1) 遺伝資源等政府間会合

2010 年に日本の名古屋市で開催された生物多様性条約の第 10 回締約国会議で採択された「名古屋議定書」の影響もあってか遺伝資源という言葉もより頻繁に聞かれるようになった。

WIPO では，遺伝資源に加えて，伝統的知識，そして伝統的文化表現について議論が行われている。

遺伝資源とは，例えば新薬開発に資するような植物，微生物などがその例として挙げられる。また，実際の開発においては，様々な植物，微生物を研究して薬効がある物質を見つけ出すこともあるが，ある植物が特定の病気，症状に効くという情報（知識）があって（特定の部族に代々伝わっているなど），当該植物を分析したところ，薬効成分を特定できる場合もある。この病気に効くという情報が統的知識の例である。また世界各地に伝わる伝統的舞踊などを伝統的分化表現と呼ぶ。

WIPO における議論は専門の政府間委員会で 2001 年から行われており，会議の名称が長いこともあり¹⁴通常 IGC と呼ばれている。

会議はこれまで 2 年ごとにマンデートを更新して議論が継続されてきたのであるが，2013 年には 2014/2015 年に関してマンデートが更新された。2014 年に 3 回会合を行い，2014 年の WIPO 総会でそれまでの議論を総括し，2015 年の作業計画を検討する，というものである。ところが，2014 年の総会では 2015 年の IGC の作業計画に関して加盟国間で合意が成立しなかった。その結果，作業計

画が存在しないということで、IGC の会議が開催できないという事態になってしまった。なぜ合意ができなかったのか。IGC では遺伝資源等が豊富な国々（途上国である場合が多い）はより強い保護、制度を求め、遺伝資源等を提供するよりは利用する機会が多い国々（先進国である場合が多い）は柔軟な対応を求めるといふ、いわゆる南北対立のような構造で議論が対立してきた。2014 年の総会において、より強い保護を求める国々（とりわけアフリカ諸国）が、法的拘束力のある制度の採択のために 2016 年に外交会議を開催することに強くこだわった。関係各国の間で精力的な調整が行われたが、結局最終的に合意に至らず、本件に関しては、総会は何も決定しなかった、という形になった。その結果、2015 年に IGC を開催する拠り所がなくなってしまった。保護を求める側の主張により、会議すら開催されなくなってしまったのは、皮肉というのか、その後の交渉を有利に進めるために一年のブランクを明けるとも厭わぬ戦術だったのかは知る由はないが、2015 年は公式な議論は止まった。ただ完全な空白になったわけではなく、セミナーという形式で各国からの関係者の経験を共有するセッションが 3 月と 6 月にジュネーブで開催され、種々の論点についての理解が深められた。

そして迎えた 2015 年総会である。強い保護を求める勢力と柔軟性を求める勢力の対立構造は変わらないものの、再び作業計画に合意が成立しない、という事態は避けられ、2016/2017 年の二年度分の会合の時期を含むマンデートに合意が成立した。概要は次のとおり。2016/2017 の二年で 6 回の会合を開催する（各 5 日）。遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現にそれぞれ 2 回の会合を割り当てる。2017 年の総会においてそれまでの議論の進展を評価し、外交会議の開催か交渉継続かを決定する。

また 2016 年の最初の会合では、合意された 6 回の会合に加えて、2015 年に開催したようなセミナーを何回、何日間開催するののかについても議論が予定されており、公式会合に加えてセミナー形式のセッションも見込まれている。

因みに 2013 年に合意された一つ前のマンデートでは、外交会議については、「外交会議の開催について決定する」(decide on convening a Diplomatic Conference) となっている（2011 年に合意されたマンデートも同様）。

今回のマンデートでは「外交会議を開催するか交渉を継続するかについて決定する」(decide on whether to convene a diplomatic conference or continue negotiations) という表現であり、少し異なっている。過去のマンデートは外交会議の開催について決定するとされており、その決定は外交会議の開催を決定する場合のみならず、外交会議の開催をひとまず見送り議論を継続するという決定を含み得ると解釈すれば、今回のマンデートと実質的に大きな差はないと考えることもできよう。しかし、外交会議の開催のみを明示するのではなく、（外交会議の開催はひとまず見送り）交渉を継続するという選択肢を明示したことは、外交会議を開催したい側からすればニュアンスが後退したと見られるのかもしれない。逆に、選択肢として外交会議の開催と交渉継続に限定したことで、最低限議論を継続することは確保された（議論の打ち切りが選択肢から排除された）と評価するのもかもしれない。同床異夢、玉虫色と評価されるのかもしれないが、そのような解釈の余地がある形でないといふと逆に全加盟国の合意が得られないといふところに多国間交渉の微妙なバランスを見る思いがする。

(2) 特許法常設委員会

特許制度についての議論を行う専門の委員会が、特許法常設委員会 (Standing Committee on Law of Patents : SCP) である¹⁵。実体特許法の制度調和を集中的に議論していた時代はしばらく前のこととなり、今は多様な論点を扱う場になっている。2015 年末に開催された第 23 回会合においては、「特許の質」、「依頼人と特許アドバイザー間のコミュニケーションの秘密保持」(秘匿特権) といった先進国が関心を持つ事項と、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」、「技術移転」といった途上国が関心を持つ事項が議題に並ぶ。これらを含めた事項を加盟国間で議論しているのであるが、難しいのはそもそもどのような論点を議論するのか、という点について合意を形成することである。先進国にしてみれば、特許の質や秘匿特権、さらには実体特許法など特許制度の強化について議論したいところであろう。途上国の側は、特許制度を強化するよりは、より柔軟性を持たせるための議論を進めたいと考えるのであり特許権の例外と制限、特許と健康、技術移転といった議題を重視する。そこで問題になるのは、会合の議題をどうするかである。現在議題に上がっているものを引き続き議論するという選択肢もあるが、先進国側、途上国側はそれぞれ自分たちの関心が高い事項により重点をおきたい、相手側の好む論点を議題リストから落とすことができれば更に望ましい。毎回会議の終盤に向けて、今後の作業 (future work) という議論が行われ、そこで次回どのような論点について議論するかを調整するのであるが、ここで、先進国、途上国間の激しい攻防、調整が行われる。対立は深いのであるが、大体においては双方痛み分けのように、相手の関心のある案件も許容できる範囲で盛り込んでバランスを取る形で合意に至る。しかし、2015 年 11 月から 12 月にかけて開催され

た第 23 回会合では、加盟国間の精力的な調整にもかかわらず最終的な合意が成立しなかった。

ICG とは異なり、次回会合が開催できないといった状況になったのではなく、次回第 24 回会合では、第 23 回会合の議題をベースに議論を継続するという点において一定の合意を見た。加盟国間での合意形成の難しさを感じさせる一例である。

(3) 特許に関連して

さて、WIPO では会合が決裂してばかりいるわけではない。多くの会合で数々の合意が成立している。国際特許 (PCT) に関する最近の合意で、ビジネスにも役立つと思われる例を一つ紹介したい。PCT の国内段階移行情報の各知財庁からの提供に関するものである。

PCT は世界各国に特許出願をする際に利用される制度であるが、最終的にどの国で特許権を取るのかは、国際出願のときに決めておく必要は無く、優先日から 30 ヶ月の間に意思決定をすれば良い。その後、実際に保護を求める国に「国内移行」して、各国知財庁により特許性が判断される。そこで気になるのは、各国に国内移行したあと、どうなっているのか、つまり特許になったのか拒絶されてしまったのか、ということである。特に競合相手の動向を探ろうとすると、それらの特許が最終的にどこの国に国内移行したのか、その結果どこで権利が成立し、どこで拒絶されたのかは貴重な情報である。現在、WIPO は各国知財庁から任意で提供された情報に基づいて、この情報をデータベース上で無料で提供している。しかし、この情報は任意に提供されたものであり、国によっては情報が提供されなかったり、提供されても情報がかなり古くなっている場合もある。これを充実させるために、各国に国内移行した案件についての情報の提供を義務化する提案が加盟国の間で

合意された。実際の施行は2017年7月からであるが、各国からの情報がタイムリーに提供されれば、有用であると考えられる。筆者自身もPCTに関してユーザの方々と直接お話をさせていただく機会があるが、国内移行情報の充実化は多くの方々から要望を頂いたこともあり、加盟国の合意を経て実現に至ることは嬉しく思う。国内段階の情報はWIPOのPatentscopeというインターネット上で無料で提供しているデータベースからアクセスできる¹⁶ので関心のある方はぜひアクセスしてみてください。

4. 終わりに

ヒッグス粒子の次は重力波検出のニュースが飛び込んできた2016年であるが、WIPOでは国連の専門機関として188カ国の加盟国の間で日々各種議論、交渉が繰り広げられている。その結果、新しい制度、運用が生まれ実施される。同時に知的財産に関するビッグデータとも言える数々の情報を分析し情報発信も行っている。事務局は加盟国の議論を裏から支え、また情報発信などを通じて各方面に貢献するよう努力している。WIPOのこれらの活動が知的財産に留まらない各方面の関係者に役立つものであることを願っている。

注)

- ¹ 暫定仮訳 第18章 知的財産 (http://www.cas.go.jp/jp/tp/p/naiyou/pdf/zanteikariyaku/160107_zanteikariyaku18.pdf)
- ² CHAPTER 18 INTELLECTUAL PROPERTY (<https://ustr.gov/sites/default/files/TPP-Final-Text-Intellectual-Property.pdf>)
- ³ 当該国における特許出願を受理する官庁が受理した特許出願件数である。当該出願件数には内国人のものと外国人のものが含まれる。例えば、米国における特許出願を受理する官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) が受理した出願件数には、米国人が出願した特許出願と米国人以外がUSPTOに出願した特許出願の両者の合計である。他の国についても同様である。

- ⁴ 中国国家知識産権局ウェブサイト (<http://www.sipo.gov.cn/tjxx/tjyb/2015/201601/P020160114531916715830.pdf>)
- ⁵ 断りが無い限り統計はWorld Intellectual Property Indicatorsで発表されたものに基づく (<http://www.wipo.int/ipstats/en/wipi/>)。特許、商標、意匠について、本稿では各国知財庁に出願された件数を各国の件数として示した。
- ⁶ 欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs)) はEuropean Union Intellectual Property Officeと名称が変更される。 (http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20151210IPR06856/20151210IPR06856_en.pdf)
- ⁷ 前掲注5参照。
- ⁸ 1983-92年を80年代、1993-2002年を90年代、2003-2012年を2000年代とした。特許出願は、第一国出願がされた後、(多くは12ヶ月以内の期間に優先権主張を伴い) その他の国に出願されることが多いが、これらの出願の公開(通常は優先権主張の基礎となる第一国出願から18ヶ月後)により、パテントファミリー情報を得るので、本報告作成の時点で入手可能な最新のデータが得られた年が2012年であった。
- ⁹ スマートフォンなどの電子機器を受託生産するEMS (Electronics Manufacturing Service) (電子機器受託生産) 企業である中国の鴻海 (Hohai/Foxcon) グループの企業。
- ¹⁰ 中国の鴻海 (Hohai/Foxcon) グループの中核会社であり、台湾に本社を置く。
- ¹¹ 正確には、購買力平価GDP (USドル) 当たりの特許出願件数であるが、ここでは単にGDPあたりと表記した。GDP当たりのPCT出願件数も同様。
- ¹² 購買力平価GDP (USドル) 当たりの商標出願件数。GDP当たりのマドリッド出願件数も同様。
- ¹³ 2015年総会までの各種議論の網羅の内容は、伏見邦彦「多国間知財外交に身をおいて」特技懇, No. 280, pp. 44-53に詳しい。
- ¹⁴ 正式名称は「Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore」(知的財産と遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会)である。なぜか単語の頭文字をつなげるのではなく最初の政府間委員会の部分から略称を作っている。委員会設立当初はフォークロア (Folklore) という表現が使われていたが、その後、伝統的文化表現 (Traditional Cultural Expressions) という表現が使われるようになった。
- ¹⁵ SCPの歴史、各論点については、やや情報が古いですが、拙稿、特許研究, No. 54, 67-70参照。
- ¹⁶ 国内移行に関する情報へのPatentscopeのアクセスの詳細については、例えば、拙稿「WIPOの無料特許情報データベースPATENTSCOPE」情報管理, 56 (7), 425-439 (特に432-433) (https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/56/7/56_425/_pdf) 参照。Patentscopeのマニュアルはhttp://www.wipo.int/edocs/pubdocs/ja/patents/434/wipo_pub_1434_08.pdfにてアクセス可能。